

役員に対する報酬等に関する支給基準

(総則)

第1条 公益社団法人日本河川協会 定款第30条の規定に基づく役員に対する報酬等の支払（第34条第4項の規定によりこれを準用する場合を含む。）については、この支給基準の定めるところによる。

(報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬として、本給、地域手当及び業務執行管理手当を支給する。

2 本給は月額とし、次の各号に定める額を超えない範囲内において、理事会の決議を経て、会長が定めるものとする。

(1) 会長及び副会長については、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」（以下「一般職給与法」という。）に定める指定職俸給表の4号俸に相当する額

(2) 専務理事については、一般職給与法に定める指定職俸給表の3号俸に相当する額

(3) 前各号に該当しない役員については、一般職給与法に定める指定職俸給表の2号俸に相当する額

3 地域手当は月額とし、本給に0.18を乗じて得た額とする。

4 業務執行管理手当は月額とし、本給に0.4096を乗じて得た額とする。

5 常勤役員2名の報酬は、第2項から第4項までに基づき算出した総額3,000万円を限度とする。

6 支給日、支払方法等は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(費用)

第3条 役員に対する費用として、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、交通費及びその他の職務を行うために要する費用を支給する。

2 常勤の役員には、通勤に要する費用として、通勤手当を支給する。計算方法、支給日、支払方法等は給与規程に準ずる。

3 役員の旅費、交通費及びその他の職務を行うために要した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(退職手当)

第4条 退職手当は、常勤の役員が退職したときはその者に、死亡により退任したときはその遺族に支給する。

2 退職手当の額は、常勤の役員が退職し又は死亡により退任した日における本給に、その者の在職期間1月につき0.125を乗じて得た額を超えない範囲内において、理事会の決議を経て、会長が定めるものとする。

附則

この支給基準は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

この支給基準は、平成23年5月24日から施行する。